

1 参照通知文 3

「地域医療構想の進め方について」（関係部分 抜粋）

（平成 30 年 2 月 7 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

1. 地域医療構想調整会議（本県では委員会）の進め方について

（1）地域医療構想調整会議の協議事項

ア. 個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応

（ウ）その他の医療機関に関すること

その他の医療機関のうち、開設者の変更を含め構想区域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、今後の事業計画を策定した上で、地域医療構想調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、速やかに平成 37 年（2025）年に向けた対応方針を協議すること。

2 参照通知文 4

「地域医療構想の進め方に関する考え方の整理について」（関係部分 抜粋）

（令和 3 年 5 月 11 日付け（愛知県）保健医療局長通知）

1. 個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応について

（3）その他医療機関

構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえ、今後の対応方針について確認すること。